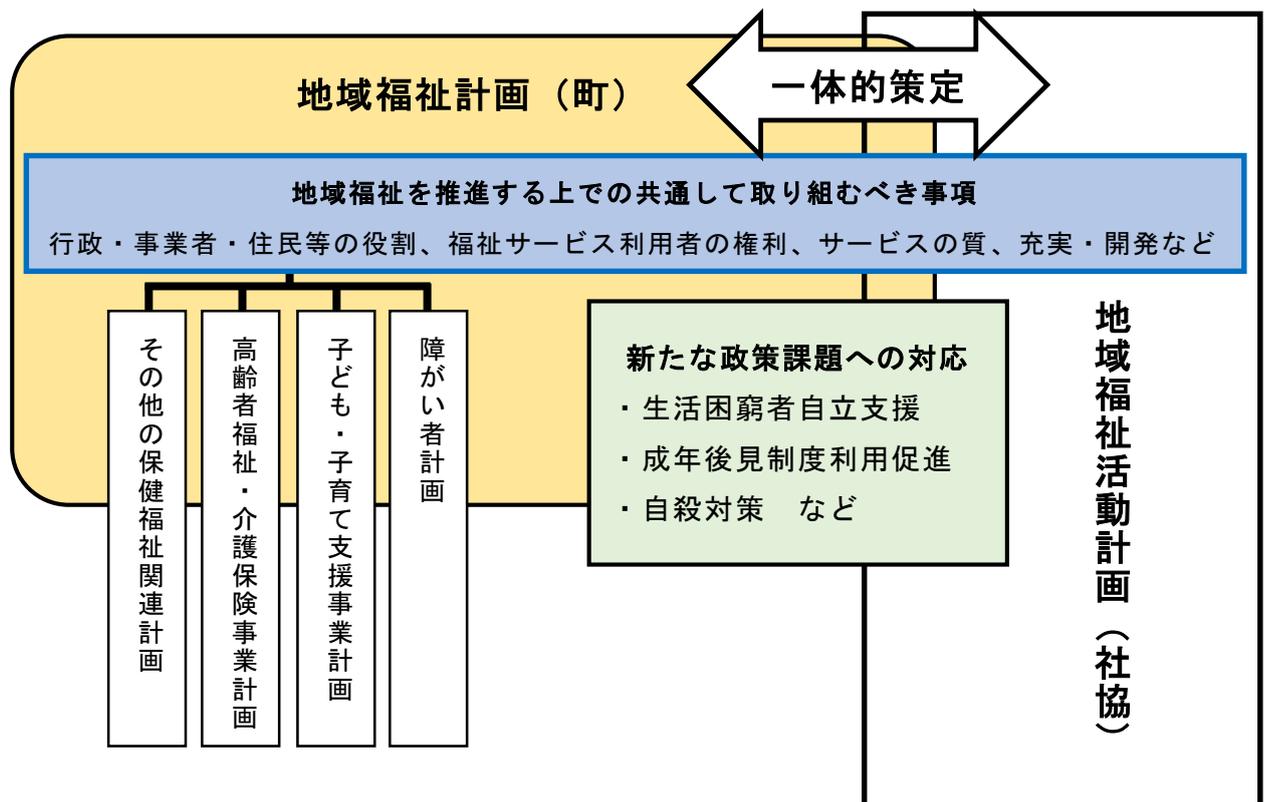


地域福祉計画・地域福祉活動計画について

1 両計画の意義

- ・ 「地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的に市町村が策定する行政計画です。高齢、介護、障がい、児童、保健医療など各分野における計画の上位計画として位置付けられます。
- ・ 「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が主体となり、住民、地域福祉関係者、社会福祉事業（福祉サービス）経営者などが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。
- ・ 地域福祉計画は社会福祉法第107条に規定される法定計画（努力義務）で、活動計画は特段に法令上の定めはありません。
- ・ しかしながら、両計画はともに地域福祉の推進を目指すものであり、その策定に際しては、内容を一部共有する、策定過程を共有するといった相互連携が重要となります。
- ・ こうした視点に基づき、現行計画から両計画が地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強する関係であることを明確化するため、町と社協の協働による策定体制とし、両計画を一体的に策定しています。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画のイメージ】



2 計画策定の背景について

当町では、平成22年3月に、社会福祉法に基づく「第1期三種町社会福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進するための基盤づくりを進めてきました。平成27年3月には、地域福祉を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行い、「第2期三種町社会福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

第3期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画は、平成31年度中の策定を予定していますが、策定に際してポイントとなる背景は次のとおりです。

(1) 社会福祉法の改正

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される法定計画となりますが、同法が平成30年4月に改正され、地域における福祉分野の総合的な計画という位置付けをより明確化されました。

(改正社会福祉法・・・下線部分が今回の改正で追加される条文)

第107条(市町村地域福祉計画) 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という)を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2以下 略

(2) 関連法の創設・改正

現行第2期計画の初年度である平成27年度に前後して、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しました。特に、多くの法律が創設・改正されたことにより、新たな政策課題が提示されています。概要は次のとおりです(時期については原則として法の施行日を基準)。

[次ページのとおり]

地域福祉関連法の施行状況

時期	法律名	創設・改正の別、概要
平成 26年4月 6月	障害者総合支援法	(改正) 従来の障害者自立支援法を改正、改称し、障害者定義に難病者を追加、グループホームとケアホームの一元化など。
	医療介護総合確保推進法	(創設) 効率的かつ質の高い医療提供体制、地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護保険法や医療法などを大規模に改正、都道府県に基金を造成など。
27年4月	生活困窮者自立支援法	(創設) 生活保護対象ではないが困窮している者を対象として、就職、住まい、家計など暮らしに関する支援の提供など。市町村行政計画の策定は法定化されていないが、国通知等で地域福祉計画との一体策定が推奨されている。
	介護保険法	(改正) 新しい地域支援事業の実施、地域における介護予防を協議する「協議体」の設置など。
	子ども・子育て支援法	(創設) 幼稚園、保育所などの費用を「教育・保育給付」として一元化、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定など。
28年4月 5月	障害者差別解消法	(創設) 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、差別解消支援地域協議会の設置など。
	自殺対策基本法	(改正) 市町村における自殺対策基本計画の義務化、都道府県と政令市への「地域自殺対策推進センター」設置など。法改正に伴い、市町村行政計画の策定が義務化された。
	成年後見制度利用促進法	(創設) 成年後見制度利用促進にかかる基本方針の提示、成年後見利用促進に関する計画の策定や審議会の設置など 市町村行政計画の策定は努力義務とされている。
令和 元年10月	子ども・子育て支援法	(改正) 全ての3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の幼児教育・保育料無償化など。

3 計画期間

計画期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

社会状況の変化や関連計画との調整、国・県などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画策定体制

(1) 三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

本計画の策定に当たっては、医療、福祉又は保健関係者、学識経験者などで構成する「三種町地域福祉計画・地域福祉活動策定委員会」を開催し、計画策定に関する協議を行います。

(2) 作業部会

本計画の策定に当たり、町及び社協職員を構成メンバーとする作業部会を設置し、「第2期計画の進捗状況の評価」「地域住民等からのヒアリング」「福祉専門職等アンケート調査」などを実施し、町民、関係団体の意見の反映に努めます。